

平成23年度  
税制改正  
閣議決定  
(12月16日)

# どう乗り切る？

## 相続税・課税強化時代

2年連続改正による・・・(課税強化)・・・ご存知でしたか？

- ▼ (22年度改正) 小規模宅地評価減特例の見直しなど
  - ・老人ホーム入居中の「空家自宅」の評価減の見直し (課税強化)
  - ・居住継続・事業継続、同居「する」・同居「しない」で異なる税負担 (課税強化)
  - ・定期金に関する権利の評価方法の見直し (課税強化)
- ▼ (23年度改正・案) 基礎控除・税率構造・死亡生命保険金非課税枠の縮小など
  - ・基礎控除 (相続人3人の場合)・現行8,000万円が4,800万円に縮小 (課税強化)
  - ・税率構造・最高税率現行50%を55%に引き上げ (課税強化)
  - ・死亡生命保険金非課税枠(500万円)の適用範囲縮小 (課税強化)

2年連続の改正で  
税負担が一挙に **10倍** にも  
(事例研究①)参照

### 注目

## 想定外・今まで無縁だった 中流層も課税対象に・・・

- ▼都市部 (三大都市圏)に住み、「持ち家 (一戸建)」・「預貯金 (老後生活資金の残余)」・「死亡生命保険金」を残して死亡した中流層も課税対象に？・・・
- ▼老人ホーム入居中、「子供は、持ち家」・「自宅は、空家」、「同居継続条件」を満たさずに死亡した中流層も課税対象に？・・・
- ▼「事業継続条件」を満たさずに死亡した中小企業オーナーも課税対象に？・・・  
**「事例研究②」にご注目！** (若しかして、我が家も、課税対象に?)

### 《遺言・相続の基礎知識 (改正・相続税法対応)》セミナー案内

- 10月24日(月) 遺言・相続の基礎知識 (「相続の実態」・「遺言・相続の用語解説」)  
10月31日(月) 遺言書の書き方 (「争族の原因分析」・「争族回避に効果的な遺言書の書き方」)  
<13時~15時> <会場：かながわ県民センター (JR横浜駅西口下車・徒歩10分)>

業歴47年  
遺言・相続専門

行政書士・税理士  
近藤伸一事務所

近藤伸一

検索



TEL 045-253-0073

相続税 (課税強化)  
から貴方を守ります

<注> [事例研究①・②]は、平成23年度税制改正大綱閣議決定の改正(案)が、今国会で可決されるものとして作成したものです。

## 【事例研究①】

▼家族構成	父・母(母は、すでに死亡・父は老人ホーム入居中)		
	子供3人(各自独立・持ち家、父と別居)		
▼相続財産	宅地	100,000,000円	60坪(200㎡)×坪@166万円
	建物	10,000,000円	
	預金	20,000,000円	
	死亡生命保険金	30,000,000円	(契約者父、受取人子供)
合計		160,000,000円	

上記家庭で相続が発生した場合	
▼被相続人	父
▼相続人	3人(各自持ち家・父と別居)
▼相続財産	1億6千万円

### ▼ 改正前の税額計算

(相続税財産「相続税評価額」)

宅地	50,000,000円	(小規模宅地特例・評価減50%適用あり)
建物	10,000,000円	
預金	20,000,000円	
死亡生命保険金	15,000,000円	(相続人全員・非課税枠500万円適用あり)

合計①	95,000,000円	(課税強化の金額: 6500万円)
(基礎控除額) ㊥	80,000,000円	(5000万円+1000万円×相続人3人)
(課税遺産総額)	15,000,000円	①-㊥=1500万円
(相続税額総額)	1,500,000円	㊲

### ▼ 改正後の税額計算

(相続税財産「相続税評価額」)

宅地	100,000,000円	(小規模宅地特例・評価減50%適用なし)
建物	10,000,000円	
預金	20,000,000円	
死亡生命保険金	30,000,000円	(相続人非同居・非課税枠500万円適用なし)

合計①	160,000,000円	(課税強化の金額: 6500万円)
(基礎控除額) ㊥	48,000,000円	(3000万円+600万円×相続人: 3人)
(課税遺産総額)	112,000,000円	①-㊥=1億1200万円
(相続税額総額)	16,400,000円	㊲

**改正前後の比較** ㊲-㊲=14,900,000円 (10.9倍の課税強化)

## 【事例研究②】

▼家族構成	父・母（母は、すでに死亡・父は、老人ホーム入居中）		
	子供3人（各自独立・持ち家、父と別居）		
▼相続財産	宅地	30,000,000円	60坪（200㎡）×坪@50万円
	建物	5,000,000円	
	預金	10,000,000円	
	死亡生命保険金	20,000,000円	（契約者父、受取人子供）
	合計	65,000,000円	

上記の家庭で相続が発生した場合	
▼被相続人	父
▼相続人	3人（各自持ち家・父と別居）
▼相続財産	6千5百万円

### ▼改正前の税額計算

（相続税財産「相続税評価額」）

土地	15,000,000円	（小規模宅地特例・評価減50%適用あり）
建物	5,000,000円	
預金	10,000,000円	
死亡生命保険金	5,000,000円	（相続人全員・非課税枠500万円適用あり）

合計 ㊦ 35,000,000円 （課税強化の金額：3000万円）

（基礎控除額） ㊧ 80,000,000円 （5000万円+1000万円×相続人：3人）

（課税遺産総額） 0円 ㊦-㊧ = ▲4500万円

（相続税額） 0円 ㊦

### ▼改正後の税額計算

（相続税財産「相続税評価額」）

宅地	30,000,000円	（小規模宅地特例・評価減50%適用なし）
建物	5,000,000円	
預金	10,000,000円	
死亡生命保険金	20,000,000円	（相続人非同居・非課税枠500万円適用なし）

合計 ㊦ 65,000,000円 （課税強化の金額3000万円）

（基礎控除額） ㊧ 48,000,000円 （3000万円+600万円×相続人：3人）

（課税遺産総額） 17,000,000円 ㊦-㊧ = 1700万円

（課税遺産総額） 17,000,000円 ㊦-㊧ = 1700万円

（課税強化の金額6200万円）

（相続税額） 1,700,000円 ㊦

改正前後の比較 ㊦-㊦ = 1,700,000円（0~1700万円へ 新たな課税対象者）

【想定外】

「若しかして、我家も、課税対象に……？」